表2(対象となる建築物の用途、規模、報告時期等)

	対象となる建築物の用途	規模又は階 (いずれかに該当するもの)	用途 コード	報告時期
特定建築物	劇場、映画館、演芸場	 ・地階 若しくは F≥3階 ・A>200m² ・主階が1階にないものでA>100m²(※) [※ A≤200m²の場合、階数が3以上のものに限る] 	11	毎年の報告 (11 月1日から 翌年の1月31日まで)
	観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂、集会場	 ・地階 若しくは F≥3 階 ・A>200m² (※) [※ 平家建ての集会場で客席及び集会室の床面積の合計が 400m²未満の集会場を除く] 	12	
	旅館、ホテル	F≧3階 かつ A>2000m²	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場、物品販売業を営む店舗	F≧3階 かつ A>3000m ²	14	
	地下街	A>1500m²	15	
	児童福祉施設等(※4に掲げるものを除く。)	・F≥3 階 ・A>300m² (※) [※ 平家建てで床面積の合計が 500 ㎡未満のものを除く]	21	3 年毎の報告 (5 月 1 日から 10 月 31 日まで) (令和 7 年、10 年、13 年…)
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、 児童福祉施設等(※4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは F≧3階 ・A≧300m² (2階部分)		
	旅館、ホテル(いずれも毎年報告のものを除く。)	・A>300m ² (※) [※ 平家建てで床面積の合計が 500m ² 未満のものを除く]	22	
	学校、学校に附属する体育館	·F≧3 階 ·A>2000m²	23	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場、体育館 (いずれも学校に附属するものを除く。)	•F≧3 階 •A≧2000m²	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表 (事務所等を除く。)に掲げられている用途の複合建築物	F≧5階 かつ A>1000m²	28	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場、物品販売業を営む店舗 (いずれも毎年報告のものを除く。)	・地階 もしくは F≥3 階 ・A≥500m²(2 階部分) ・A>500m²	31	3 年毎の報告 (5 月 1 日から - 10 月 31 日まで) (令和 8 年、11 年、14 年…)
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、 ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店		32	
	複合用途建築物 (共同住宅等の複合用途及び事務所等のものを除く。)	·F≧3 階 ·A>500m²	33	
	事務所その他これに類するもの	5階建て以上で、延べ面積が 2000 ㎡を超える建築物のうち F≥3階 かつ A> 1000 ㎡	34	
	下宿、共同住宅、寄宿舎(※4に掲げるものを除く。)	F≧5階 かつ A>1000m²	40	3 年毎の報告
	高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅 又は寄宿舎(※4に掲げるものに限る。)	・地階 若しくは F≧3階 ・A≧300m²(2階部分)	41	(5 月 1 日から 10 月 31 日まで) (令和 9 年、12 年、15 年…)
防火設備	随時閉鎖又は作動をできるもの (防火ダンパーを除く。)	・上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの・以下に掲げる用途A>200m²の建築物に設けられるもの		毎年の報告 (前年の報告日の翌日から 起算して、おおむね 6か月から1年の間隔を空 けて、原則、毎年4月1日 から翌年の1月31日)
		>病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	29	
		>高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途(※4)	49	
建築設備	(1)換気設備(自然換気設備を除く。)(※5) (2)排煙設備(排煙機又は送風機を有するもの) (3)非常用の照明装置 (4)給水設備及び排水設備(給水タンク等を設けるもの)	上記の特定建築物に該当する建築物に設けられるもの		毎年の報告
昇降機等	エスカレーター小荷物専用昇降機	ベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているもの)を除く。) れる室の床面よりも 50cm 以上高いもの(テーブルタイプ)を除く。)	(前年の報告日の翌日 から起算して1年を 経過する日まで)	
	(いずれもかごが住戸内のみを昇降するもの(一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に設けられた昇降機)を除く。) 遊戯施設等(乗用エレベーター、エスカレーターで観光用のものを含む。)			年 2 回の報告
	E戯、他設寺(来用エレハーダー、エスカレーダーで観光用のものを含む。) 23階 F≥5階 地階/は それぞれ 3階以上の階 5階以上の階 地階で その用途に供する部分の床面積の会計が100m²を招えるものをいいます。			(6 か月ごと)

- · ※1 F≥3 階、F≥5 階、地階とは、それぞれ 3 階以上の階、5 階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が 100m²を超えるものをいいます。
- ※2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- ※3 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- ※4、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービスで行き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)、並びに児童福祉施設等 (助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。
- ※5 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備に限ります。
- ※6 用途・規模等、初回免除の考え方(新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。)等については、東京都都市整備局ホームページを併せてご覧ください。